

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 1
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 石塚 洋之
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	平成25年1月15日
【提出日】	平成25年1月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本碍子株式会社
証券コード	5333
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー (Artisan Investments GP LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国53202ウィスコンシン州ミルウォーキー、スウィート 800、ウィスコンシン・アヴェニュー-875E
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	-
職業	-
勤務先名称	-
勤務先住所	-

【法人の場合】

設立年月日	2009年3月26日
代表者氏名	グレゴリー・ケー・ラミレス
代表者役職	ヴァイス・プレジデント兼チーフ・アカウンティング・オフィサー
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 吉良 宣哉 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

純投資等

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)			21,153,628
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 21,153,628
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	21,153,628	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年11月9日現在)	V	337,560,196
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.27%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		5.03%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー(Artisan Investments GP LLC)は、アーチザン・パートナーズ・リミテッド・パートナーシップ(Artisan Partners Limited Partnership)のためにかつ業務執行組員(general partner)として当該株券を保有。